

訪日外国人向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業（旅行商品造成）委託業務

仕様書

1. 委託業務名

訪日外国人向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業（旅行商品造成）委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

3. 趣旨・目的

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限されている状況ではあるものの、同感染症収束後における海外旅行への意欲は高まっており、多くの外国人旅行者が日本へ訪れることが期待できる。

同感染症収束後に、訪日外国人旅行者を本県へ誘客するため、旅行会社等を対象としたファムツアー及び説明会・商談会を実施し、地域の観光コンテンツを生かした旅行商品の造成を目指すとともに、積極的に海外への情報発信を行うことで、本県への誘客及び観光需要の早期回復に資する取組みをおこなう。

感染症による大きな影響を受けた地域経済の回復と、観光を通じたサステイナブルな地域社会の実現を目指し、各地域への集客を見据えた事業を実施・展開する。

4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「訪日外国人向け体験型・周遊滞在型コンテンツ開発販売促進事業（旅行商品造成）」において、以下の業務を委託する。

（1）旅行会社等を対象としたファムツアーの実施（3回）

インバウンド向けの旅行会社及びランドオペレーター等を対象に受託者が募集を行い、令和2年度に造成したコンテンツを巡るファムツアーを実施する。

なお、全3回実施するうち2回においては、後述の「旅行会社向け説明会・商談会」を同日にあわせて実施すること。

【留意事項】

- 参加者：インバウンド受入れ及びツアー造成の実績が豊富な旅行会社、ランドオペレーター、ホテルコンシェルジュ等を対象とし、1回あたり10社20名程度とすること
- 移動手段：45名乗り以上の大型バスを使用すること
- 行程：委託者と協議のうえ、モデルコースを地域別に3案作成すること
- 感染症対策：ファムツアー実施にあたり、感染症対策を講じること

(2) 旅行会社向け説明会・商談会の実施（2回）

ファムツアーに参加した旅行会社等を対象に、令和2年度に造成したコンテンツを旅行会社に紹介及び販売することを目的とした説明会・商談会を実施する。

なお、参加者はコンテンツ事業者、旅行会社、スタッフ等を含め、1回あたり45名程度とし、説明会・商談会に必要な手配、募集及び受付業務は受託者がおこなうこととする。

また、ツアーの企画を検討する旅行会社が旅行商品造成のために現地調査を実施する場合は、事業間の調整を行うとともに、必要に応じ同行することとする。

【参考】当事業の概要

令和2年度、観光本部では観光庁「訪日外国人旅行者周遊に向けた体験型・滞在型コンテンツ開発促進事業」補助金を活用の上、『地域資源』を持続可能な観光コンテンツに育て、磨き上げるための「コンテンツ開発事業」を実施し、結果55件のコンテンツを造成した。

このたび、当該コンテンツに係るファムツアー等を実施し、旅行商品の造成を図る。

(ターゲット)：台湾、タイなどアジア諸国、欧米豪

(プロセス)：① 旅行会社等を対象としたファムツアーの実施（3回）

② 旅行会社との説明会・商談会の実施（2回）

(コンテンツ)：令和2年度造成の55件については、別添資料を参照すること

5. 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が完了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体各5部及び電子データを観光本部に提出しなければならない。

電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し5部提出すること。なお、各ファイルには内容が判別できるファイル名を付与し、ウィルスチェックをおこなうこととする。

【事業完了報告書】記載内容 例

業務の実施期間、実施した業務の一覧、説明会等の議事、参加団体及び人数、旅行商品造成数 等、成果物として取りまとめたもの

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

令和4年3月15日（火）午後5時00分

6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、4,164千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

7. 精算・支払い

報告書をもとに履行確認のうえ、請求書を受領後、令和4年3月末日までに精算を行う。

8. 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
 - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
 - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ③ 契約条項は、委託者において示す。
 - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が2,000千円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
 - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
 - ② 上記①により契約を解除した場合、本部は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委

託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。